

鶴岡市立荘内病院未収金回収業務委託仕様書

1. 委託業務名

鶴岡市立荘内病院未収金回収業務委託

2. 業務委託の目的

弁護士又は弁護士法人にこの業務を委託することにより、医業未収金の縮減を図ることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 委託する業務

債務者若しくは保証人又はこれらの者の相続人からの未収金回収業務
(内容証明郵便による督促及び訴訟等の法的措置を除く)

(2) 委託する債権

委託する債権は、当院での回収が困難と判断した債権（現在の委託先に委託している債権を含む。）で、下記のいずれにも該当しないものとする。委託後において下記に該当することとなった場合は、当院と受託者の間で協議の上、委託から除外又は継続を決定するものとする。

- ①訴訟等の法的措置を実施している債権
- ②診療内容等により債務者又は連帯保証人等が支払いを拒む意思を明らかにしている債権
- ③破産・免責となった未払者に係る債権
- ④無所得等の経済的な理由による未払いであることが明らかな債権
- ⑤債務者が死亡し又は受刑中等であり、連帯保証人がなく、かつ相続人が判明しない債権
- ⑥分割納付中又は支払方法等について相談中の債権
- ⑦同一債務者に係る未収額が合計で1,000円未満の各債権
- ⑧その他、当院で督促・回収を行うと判断した債権

(3) 委託する時期

契約期間中において当院が必要と判断した時期

(4) 委託業務実施報告業務（報告書の作成）について

①定期報告

毎月月末時点における、債務者ごとの入金状況や対応状況を翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝祭日の場合は、翌営業日）までに当院へ報告すること。また、時効の中断等その他必要な事項について、適時報告すること。

②随時報告

滞納者等とのトラブル・苦情等が発生した場合は、速やかに当院へ報告すること。

③委託した債権を返戻する場合の報告

委託した債権について返戻となる場合には、返戻するに至った経過及び委託期間中における時効中断のあった日を明記して随時当院へ報告すること。

4. 契約期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする。

5. 委託費について

委託した債権のうち、入金された額に成功報酬の割合（手数料率）を乗じた額にその時点の消費税率を乗じた額を加算した額を支払うものとする。なお、事業者の口座に一旦入金することとした場合には、入金された額を全額当院の口座に入金すること（手数料を差し引いての入金は行わないこと）。

6. その他

(1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者は当院と十分協議して決定するものとする。

(2) 受託者は、本委託業務で知り得た内容について、「個人情報の保護に関する法律」及び「鶴岡市個人情報保護法施行条例」に基づき適切な管理を行い、受託期間及び受託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

鶴岡市立荘内病院ホームページ <https://www.shonai-hos.jp/>

(3) 原則として第三者への再委託はしないこと。但し、部分的に再委託が必要な場合は、当院の許可を得ること。